



赤ちゃんのお誕生 おめでとうございます



出生届に合わせて下記の手続きが必要です。後日の申請になる場合は、手続きを忘れないようにご注意ください。

(手続きが遅れますと、サービス等が受けられない期間が生じることがあります。)

	手続き内容	こども課窓口に持参するもの
・お誕生カード ・赤ちゃん訪問	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳をコピーさせていただきます。 お子さん、お母さんの状況を教えていただくため、お誕生カードを記入いただきます。 赤ちゃん訪問のご説明 生後2か月頃までに、助産師または保健師がご自宅等に訪問し、お子さんの体重測定や相談に応じたりします。 	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳 ・証明欄 1p ・出産の状況 14-15p ・早期新生児期, 退院時, 検査の記録 16-17p <input type="checkbox"/> お誕生カード (うすピンク色のA4用紙) 窓口にも備え付けてあります。 <input type="checkbox"/> 低体重児出生届出書 ※2500g未満で生まれた場合のみ <input type="checkbox"/> 母・子の個人番号が分かるもの
児童手当 (特例給付) の手続き	【第1子するとき】 出生日の翌日から15日以内に手続きをしてください。 左記の請求書の提出が遅れた場合、受給できない月が生じますので注意願います。 手当は、原則、父母の所得が高い方が受給者と定められています。 所得状況の確認のため、1月1日時点のご住所を申告いただきます。	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 父母ともに個人番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 認定請求書 <input type="checkbox"/> 個人番号・課税情報の確認同意書 ※いずれも窓口に備え付けてあります。 <input type="checkbox"/> 受給者の健康保険証(写) <input type="checkbox"/> 受給者名義の通帳(写) <input type="checkbox"/> 窓口にみえた方の本人確認できるもの <u>※公務員の方は、就労先に確認ください。</u>
	【第2子以降で、既に受給中とき】 出生日の翌日から15日以内に手続きをしてください。 左記の請求書の提出が遅れた場合、受給できない月が生じますので注意願います。	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 額改定認定請求書 ※窓口に備え付けてあります。
こども医療費 助成制度の 手続き	<ul style="list-style-type: none"> 受給資格の登録申請 お子さんが病気やケガで医療機関等にかかった際、医療費の保険診療分の内、患者負担分を助成します。 本市に住所があり、出生・転入日から中学3年生まで(転出日まで)のお子さんが対象です。 	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> こども医療費受給資格登録申請書 ※窓口に備え付けてあります。 <input type="checkbox"/> お子さんの健康保険証 (または健康保険加入証明書) <input type="checkbox"/> 保護者名義の通帳(写) ※既に病院にかかり医療費等の支払いがあるときは、領収書を保管しておいてください。後日、市から償還できる場合があります。

【手続き・問合せ先】

那須烏山市役所 こども課(保健福祉センター)

☎ 0287-88-7116

〒321-0526 那須烏山市田野倉 85-1

